動向解析

【連載】食品安全・動植物検疫措置に 関するWTO紛争事例の分析

第2回 オーストラリアーサーモン事件

藤岡 典夫

今回は、EC 一ホルモン牛肉事件に続いて SPS 協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に関する二つ目の事件であるオーストラリア―サーモン事件を取り上げる。

Australia - Measures Affecting Importation of Salmon

パネル報告 (WT/DS18/R) 1998 年 6月 12日 上級委員会報告 (WT/DS18/AB/R) 1998 年 10月 20日 採択 1998 年 11月 6日 DSU21.5 条に基づくパネル報告 (WT/DS18/RW) 2000 年 2月 18日 採択 2000 年 3月 20日

1. 事実関係

オーストラリアは、カナダのサーモンがある種の病原体を持っているおそれがあるとして、オーストラリアのサーモンの健康を保護するため、1975年2月に、「検疫布告」(QP86A)を公布し、一定の要件に従う場合のみオーストラリアへのサーモンの輸入を許可することとした。具体的には、加熱処理されていないサーモンの輸入は禁止された。

1994年のガット22条協議の後に、オーストラリアは、加熱処理されていないサーモンの輸入に関するリスク分析を行うことに同意した。このリスク分析の対象は、「天然の海洋産太平洋サーモン」に限定されたが、実際にカナダから輸出されるサーモンには、このほか、「天然の淡水産の太平洋サーモン」「太平洋岸の海水で養殖された太平洋サーモン」「太平洋岸の海水で養殖された大西洋サーモン」および「大西洋岸の海水で養殖された大西洋サーモン」という四つのカテゴリー(以下「その他の四つのカテゴリー」)が存在した。

リスク分析の第1回ドラフトレポートは1995年5月に発行され、カナダとアメリカからの天然の海洋産太平洋サーモンの輸入は、一定の条件の下で許されるべきであると結論した。第2回ドラフトレポートは、1996年5月に発行されたが、サーモンの輸入許可に

ついて具体的な勧告をしなかった。最終レポートは、1996 年 12 月に発行され、「未調理の」(すなわち加熱処理されていない)サーモンのカナダおよび米国からの輸入禁止を勧告した。

こうして 1996 年、オーストラリアは、「未調理の天然の海洋産太平洋サーモン」の北アメリカ太平洋岸からの輸入禁止政策を維持する決定(1996 年の決定)を行った。

カナダは、オーストラリアによるこの輸入禁止措置は SPS 協定 2条、3条および5条 その他に違反するとして、WTO 紛争解決手続きの申立てを行った。

2. パネル報告

パネルにおける主要な争点および結論は以下のとおり。

(1) リスク評価 (SPS 協定 5.1 条関係)

カナダは、争点の措置が、SPS協定 5.1条の「SPS措置はリスク評価に基づいてとる」という要件を満たしていない、と主張した。

パネルは,この問題を「天然の海洋産太平洋サーモン」と「その他の四つのカテゴリーのサーモン」に分けて検討した。

パネルは最初に、「その他の四つのカテゴリーのサーモン」に関して、オーストラリア自身が認めているようにリスク評価が存在しないことから、争点の措置はリスク評価に基づいておらず、5.1条に適合しないと認定した。

次に、「天然の海洋産太平洋サーモン」に関して、次の2段階に分けて検討した。

1) リスク評価が存在するかどうか

ここでの問題は、オーストラリアが主張するように 1996 年の最終レポートが「リスク評価」といえるかどうかである。

まずパネルは、SPS協定附属書Aパラグラフ4における定義に基づき、「リスク評価」の要件充足のためには以下に示す三つの要素すべてが満たされなければならないという考え方を提示した。

第1要素:病気とこれらに伴う潜在的な生物学上のおよび経済的な影響を特定する。

第2要素:病気の侵入,定着またはまん延の可能性(likelihood)と,これらに伴う潜在 的影響を評価する。定性的または定量的に表された可能性または蓋然性の何らか の評価(some evaluation or estimation of the likelihood or probability)を提供 しなければならない。

第3要素:適用し得る SPS 措置の下での病気の侵入, 定着またはまん延の可能性を評価する。

これに基づき、パネルは、1996年最終レポートが、① 24種の病気およびそれらの潜在的影響を特定していることから第1要素を満たし、②蓋然性および可能性(probability and possibility)の両方について何らかの要素に対処していることから第2要素を満たし、

③病気ごとにリスクの削減の一連の要素に対処しおよび評価していることから第3要素も満たしていると考え,SPS協定5.1条の意味でのリスク評価が存在すると認定した。

2) リスク評価「に基づいて」いるかどうか

争点の措置がリスク評価(本件にあっては 1996 年最終レポート)「に基づいて」いるかどうかがここでの問題である。この要件の内容については、EC ―ホルモン牛肉事件の上級委員会が、「SPS 措置とリスク評価との間に合理的な関係があるという実体的な要件である」という判断を示していた。

パネルは、1996年最終レポートが加熱処理の要件を含むいくつかの政策オプションを 列挙しているものの、加熱処理の効果(病原体を弱めるのかどうか)に関するデータが不 十分な上に、カナダ側は加熱処理の後も一部の病原体が生き残るという証拠も提出してい ること等から、加熱処理措置とリスク評価との間に合理的な関係がないと判断した。

以上によりパネルは、争点の措置はリスク評価「に基づいて」いないことから、5.1 条 に違反すると認定した。

さらに、5.1 条は2.2 条(SPS 措置を科学的原則に基づいてとること、および5.7 条の場合を除き十分な科学的証拠なしに維持しないことを規定)の具体的な適用であり、5.1 条の違反が認定されることになる場合は2.2 条の違反もまた推定されるとし、2.2 条にも違反するとした。

(2) 適切な保護の水準についての整合性(SPS協定 5.5条関係)

(パネルは、この紛争において提出されている証拠のほとんどが、「天然の海洋産太平洋サーモン」関連であることから、「その他の四つのカテゴリーのサーモン」については、訴訟経済を理由に前述の5.1条違反の認定をした後の残り(5.5条と5.6条関係)の検討をする必要はないと考えた。したがって、以下に述べる5.5条と5.6条関係の検討は、「天然の海洋産太平洋サーモン」のみを対象とした。)

SPS 協定 5.5 条は、「衛生検疫上の適切な保護の水準」について恣意的または不当な区別を設けることにより国際貿易に対する差別または偽装した制限をもたらさないことを要求している。これは、SPS 措置の前提として設定される「適切な保護の水準」についての整合性(一貫性)の要求である。本件においてカナダは、以下のようなオーストラリアの状況について 5.5 条に違反すると主張した。

- ① Aeromonas salmonicida という病原体を理由として「サーモンは輸入禁止」の一方で、同じ病原体の宿主となることが知られている「太平洋ニシンとタラは輸入可能」
- ② VHSV と IPNV という病原体を理由として「サーモンは輸入禁止」の一方で、同じ病原体の宿主となることが知られている「太平洋ニシンと太平洋・大西洋タラは輸入可能 |
- ③ 4種類の病原体を理由として「サーモンは輸入禁止」の一方で、同じ病原体の宿主となることが知られている「釣り餌用の冷凍ニシンは輸入可能」
- ④ 5種類の病原体を理由として「サーモンは輸入禁止」の一方で、同じ病原体の宿主

となることが知られている「生きている観賞用魚は輸入可能」

本規定に関しては、EC 一ホルモン事件の上級委員会が、本規定の違反が成立するための次の三つの要素を示していた。

第1の要素:「異なる状況」において「異なる保護水準」が存在する。「異なる状況」は、 「比較可能」でなければならず、それらには共通の要素がなければならない。

第2の要素:その保護の水準の区別が「恣意的または不当」である。

第3の要素:その保護の水準の区別が「国際貿易に対する差別または偽装した制限」をも たらす。

同上級委員会は、また、これら三つの要素は累積的なもので、すべてが満たされなければならず、第2の要素の存在は第3の要素を満たすかもしれないという「警告信号」(warning signals)として働くが、個別事情に応じて検討される必要がある、と判示していた。

パネルは,以上の考え方に従い,本件についてそれぞれの要素を以下のように検討し, 認定を行った。

1) 異なる状況における異なる保護水準の存在(第1の要素)

「同一のもしくは類似の病気の侵入、定着もしくはまん延のリスク」、または「同一のもしくは類似の潜在的な生物学的および経済的影響に関連するリスク」のいずれかを含む場合は、「比較可能」である。上記①~④の「比較される状況」には、それぞれ共通する少なくとも一つの病気のリスクがあり(同じ病原体の宿主となる)、そして、病気の結果は類似であるので、これらの状況は、「異なる状況」として5.5条の下で比較可能である。

また,サーモンは輸入禁止の一方で,他方は輸入可能というこの重要な相違が保護水準の相違を反映している。

よって、「異なる状況における異なる保護水準の存在」(第1の要素)を満たしている。

2) その保護の水準の区別が「恣意的または不当」である(第2の要素)

釣り餌用ニシンおよび観賞用魚は、サーモンと少なくとも同程度のリスクを保有しているにもかかわらず、その輸入はより寛大に扱われており、このことは、保護水準において「恣意的または不当」な区別を構成する。よって、「恣意的または不当な保護の水準の区別」(第2の要素)を満たしている。

3) その保護の水準の区別が「国際貿易に対する差別または偽装した制限」をもたらす (第3の要素)

本件において、①保護水準の相違における「恣意的特徴」、②保護水準における「かなり重要な相違(rather substantial difference)」、③争点の措置が5.1条のリスク評価に基づかないという事実、という三つの状況は、5.5条違反の第3の要素充足への「警告信号」(warning signals)となる。さらに、次の三つの重要な「追加的要因」(additional factors)が挙げられる。①オーストラリアが、同じリスクを提示する産品に異なる措置(一方は輸入禁止、他方は輸入OK)を適用しているという事実は、争点のサーモンを事実上区別していることを示唆する。②ドラフトレポートと1996年最終レポートの間の結論の変化は、

オーストラリアのサーモン産業を輸入競争から保護するために国内の圧力の影響を受けた と考えられる。③オーストラリアは、わずかなリスクに対処するためにサーモンの輸入に 極めて厳しい基準を強要する一方で、同様に厳しい基準をサーモンのオーストラリア国内 の移動には適用していない。

以上三つの「警告信号」と三つの「追加的要因」に基づき、「国際貿易に対する偽装した制限をもたらす」(第3の要素)を満たしている。

4) 結論

5.5 条違反の三つの要素すべてが満たされたので、パネルは、争点のオーストラリアの 措置が 5.5 条に違反すると認定した。

さらに、5.5条の違反が認定される場合は、より一般的な規定である2.3条(SPS 措置による同一または同様の条件の下にある加盟国間での恣意的・不当な差別の禁止、国際貿易に対する偽装した制限の禁止)の違反も推定されるとし、2.3条にも違反するとした。

(3) 必要性・比例性(SPS協定 5.6 条関係)

SPS 協定 5.6 条は、加盟国に対し、「衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定めまたは維持する場合には、技術的および経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保する」ことを要求している。これは、「必要性の原則」、あるいは「比例性の原則」(目的に対して手段が比例していること)を規定している。

カナダは、オーストラリアの措置が、その保護の水準を達成するために必要である以上 に貿易制限的であり、5.6 条に違反すると主張した。

パネルは、5.6条の脚注に基づいて、「争点の措置は、以下の三つの要素すべてを満たす他の措置(代替措置)が存在する場合に、5.6条違反と認定される」という判断を示した。

- ① 技術的および経済的実現可能性を考慮して合理的に利用可能である。
- ② 衛生検疫上の適切な保護水準を達成する。
- ③ 争点の措置より、貿易制限の程度が相当に小さい。

本件においては、1996年最終レポートに五つのオプションが示されていた。パネルは、その一つである「内臓を摘出した切り身のサーモンは輸入を許可する」というオプションに着目し、このオプションは、争点の措置(加熱処理基準)にとって上記①~③の要素すべてを満たす代替措置であると結論した。以上により、パネルは、5.6条違反を認定した。

3. 上級委員会報告

以上のパネル報告に対して、両当事国とも上級委員会に上訴した。上級委員会における 主要な争点および結論は以下のとおり。

(1) リスク評価 (SPS 協定 5.1 条関係)

オーストラリアは、上訴において、パネルが「生鮮、冷蔵または冷凍のサーモンの輸入禁止」ではなく、「加熱処理要件」を争点の措置として検討して SPS 協定 5.1 条(および 2.2 条)違反の認定をしたのは誤りであると主張した。

上級委員会は、オーストラリアの主張を認め、パネルが間違った措置を検討したとして、 このパネルの認定を破棄した。その上で、本件における正しい争点の措置は「生鮮、冷蔵 または冷凍のサーモンの輸入禁止」であるとし、この措置について検討することにした。

まず、1996年最終レポートが「リスク評価」といえるかどうかの問題についてである。 上級委員会は、パネルの示した「リスク評価」に関する三つの要素に基づく分析の考え方 を基本的に支持し、このうち第2要素「病気の侵入、定着またはまん延の可能性 (likelihood)の評価」の"likelihood"は、"probability"を指し、"possibility"とは異な るという見解を明確にした。

その上で、1996年最終レポートは、①第1要素(病気とこれらに伴う潜在的な生物学上のおよび経済的な影響の特定)を満たしているが、②悪影響の発生の単なる可能性 (possibility) についての一般的あいまいな声明になっていることから、第2要素(病気の侵入、定着またはまん延の可能性の評価)を満たさない、③異なる選択肢に関連する相対 的なリスクを実質的に評価していないことから、第3要素(適用される SPS 措置の下での評価)を満たさない、とした。

以上により、上級委員会は、争点の措置が「リスク評価」に基づいていないゆえに 5.1 条に違反すると認定した (2.2 条違反も認定した)。

(2) 適切な保護の水準についての整合性(SPS協定 5.5 条関係)

オーストラリアは、パネルの SPS 協定 5.5 条(および 2.3 条)違反の認定を上訴した。 上級委員会は、5.5 条の三つの要素別に検討した。

1) 異なる状況における異なる保護水準の存在(第1の要素)

「異なる状況」は「比較可能」な状況でなければならないという点について、パネルは、「異なる状況が、①同一のもしくは類似の病気の侵入、定着もしくはまん延のリスク、または②同一のもしくは類似の潜在的な生物学的および経済的影響に関連するリスク、のいずれかを含む場合は、比較可能である」としていた。オーストラリアは、このパネルの解釈は誤りであり、二つの状況が比較可能であるとするためには、①および②の両方が必要であると主張した。上級委員会は、パネルの考え方および認定を支持した。

2) 保護水準の区別が「恣意的または不当」(第2の要素)

オーストラリアは,「釣り餌用ニシンおよび観賞用魚」とサーモンとの保護水準の区別が「恣意的または不当である」とのパネルの認定を上訴したが,上級委員会は,パネルの認定を支持した。

3) 保護水準の区別が「国際貿易に対する差別または偽装した制限」をもたらす(第3の 要素) オーストラリアは、パネルが三つの「警告信号」と三つの「追加的要因」に基づいて、 保護水準の区別が「国際貿易に対する差別または偽装した制限」をもたらすと認定した点 を上訴した。

上級委員会は、パネルが挙げた「追加的要因」の一つ目については、「警告信号」の一つ目と異なるものではないとして採用を却下したものの、三つの警告信号すべて、ならびに第2および第3の追加的要因を支持し、その結果、パネルの認定を支持した。

以上により、5.5 条違反の三つの要素すべてが満たされ、上級委員会は、オーストラリアが5.5 条に違反したというパネルの認定を支持した。

(3) 必要性・比例性(SPS協定 5.6 条関係)

オーストラリアは、争点の措置が「必要である以上に貿易制限的」で SPS 協定 5.6 条に 違反しているとのパネル認定のいくつかの局面を上訴した。

上級委員会は、5.1条の検討と同様、5.6条においてもパネルが「輸入禁止」ではなく「加熱処理要件」を争点の措置として検討したのは誤りであるとし、5.6条に基づくパネルの認定を破棄した上で、正しい措置(つまり輸入禁止)について以下の検討を行った。

5.6 条違反を認定するためには、パネルの言うように、三つの要素を満たす代替措置が存在するといえることが必要であるとした上で、そのうちの第2の要素(衛生検疫上の適切な保護水準を達成する)に関して、上級委員会はまず、オーストラリアの「適切な保護水準」がいかなる水準かを次のように考えた。①適切な保護水準の決定は加盟国の「特権」(prerogative)である。②加盟国は自らの適切な保護水準を決定する「暗黙の義務」があり、もし加盟国がその保護水準を決定していない場合は、その措置が実際に適用される水準に基づきパネルによって設定されることができる。③その結果、オーストラリアの「適切な保護水準」は、リスクを「非常に低いレベルに」減少させることを目的とした「高い」または「非常に保護的な」水準である。④ただし、この水準は、争点の措置の中に実際に反映されている水準(これは事実上「ゼロリスク」水準である)と同じほどには高くはない。つまり、オーストラリアの「適切な保護水準」は、「高い」または「非常に保護的な」水準であるが、「ゼロリスク」と同じではない。

次に、こうして判明した「適切な保護水準」を、1996 年最終レポートにおいて示された代替オプションのいずれかが達成するかどうかについて、上級委員会は、それを決定することは不可能である、と述べた。その理由は、1996 年最終レポートは「相対的なリスクを実質的に評価していない」というパネルの事実認定等による。

結果として、上級委員会は、第2の要素のパネルの分析を完成することはできず、5.6 条違反のパネルの認定を破棄した。ただし、5.6 条違反がなかったと言っているわけではなく、違反していたかどうかについて結論に到達することはできなかっただけであるということを強調した。

(4) 「その他の四つのカテゴリーのサーモン」について

前述のとおり、パネルは、「天然の海洋産太平洋サーモン」以外の「その他の四つのカテゴリーのサーモン」については、SPS協定 5.1 条違反の認定をした後、訴訟経済を理由に 5.5 条と 5.6 条関係の検討をしなかった。

カナダは、このパネルの決定は訴訟経済の原則の誤った適用であるとして上訴した。

上級委員会は、カナダの上訴を認め、パネルが「その他の四つのカテゴリーのサーモン」について 5.5 条と 5.6 条関係の検討をしなかったのは誤りであるとし、上級委員会は自らこれらの問題を以下のように検討した結果、5.5 条関係については、「天然の海洋産太平洋サーモン」の場合と同様、違反を認定した。また、5.6 条関係については、検討されるべき正しい措置は「輸入禁止」であるとし、この問題についてのパネルの法的分析を完成させようと試みたが、事実認定が不十分であるゆえに、5.6 条に基づく分析を完成させることはできないとした。

(5) SPS協定 2.3条

パネルは、SPS協定 5.5 条の違反を認定する場合には、2.3 条違反が推定される、としていた。これに対し、カナダは、パネルが 2.3 条を「独立の義務」として検討しなかったのは誤りであるとして上訴した。

上級委員会は、2.3条違反の認定は5.5条に基づく認定と独立的であることができることを認めた。しかし、事実認定が不十分であることから、上級委員会は、この争点に関する決定をすることはできないとした。

4. DSU21.5 条に基づくパネル手続き

(1) 経過

以上のようにオーストラリアの措置が SPS 協定違反であるとのパネルおよび上級委員会認定がなされ、当該報告の DSB(紛争解決機関)による採択とオーストラリアへの勧告が行われた。これに続き、オーストラリアの実施期限は、仲裁により 1999 年 7月6日までと決定された。オーストラリアは、改めてリスク分析を実施し、その最終的なものを1999 年 7月に発表し(1999 年輸入リスク分析)、さらに、同月に Animal Quarantine Policy Memorandum 1999/51 を発行した。この Memorandum は、加熱処理されていないサーモンについて、"consumer-ready" form(450 グラム、つまり 1 ポンドより小さい切り身というように消費者がすぐに料理・消費できる形態として定義された)である場合に輸入が許可されることを規定するものであった。これにより、オーストラリアは、DSBに対しその勧告を完全に実施したと通報した。

これに対しカナダは、オーストラリアが DSB の勧告を実施していないとして、DSU (紛争解決了解) 21.5 条に基づく手続き⁽¹⁾ を申し立てた。カナダの主張は、DSB の勧告を実施する措置が存在しないこと、そして、オーストラリアの新措置が SPS 協定 5.1 条およ

び 2.2 条, 5.5 条および 2.3 条,ならびに 5.6 条等に違反している, というものであった。

(2) DSU21.5 条パネル報告

この申立に対して、DSU21.5条パネルは、以下のとおり判断を下した(2000年2月18日報告書提出)。

- ① オーストラリアは、SPS 協定 5.1 条の要件を満たすリスク評価を実行したけれども、オーストラリアの新措置はこのリスク評価に基づいているとはいえない。それゆえ、その措置は、5.1 条および 2.2 条に違反する。
- ② SPS 協定 5.5 条または 2.3 条については、カナダの立証が十分ではなく、これらの 規定に違反していない。
- ③ 合理的に利用可能な、適切な保護水準を達成する、より貿易制限的でない代替措置が存在するので、新措置は SPS 協定 5.6 条に違反する。

このように、オーストラリアは新しい措置についても、SPS 協定違反を認定された。

5. 本事件の意義と教訓

(1) 全般

本事件は、先のEC 一ホルモン牛肉事件に続く2番目のSPS協定関連事件であり、動物検疫に関しては初めての事件である。全般的な印象として、人の健康問題であったEC 一ホルモン牛肉事件における上級委員会の判断と比べて措置国側に厳しい判断が下されたように思われる。

本事件には付託事項や訴訟経済等に関する手続的および WTO 体系上の様々な重要な問題も含まれるが、実体的問題としては、SPS 協定 5.1 条,5.5 条および 5.6 条関係が主要なものである。

(2) SPS 協定 5.1 条関係(リスク評価)

このうち、5.1 条関係では、原パネルおよび上級委員会ともに「リスク評価に基づいていない」として5.1 条違反を認定した。しかし、その過程をみると、原パネルは、「リスク評価の存在」は認めて、「に基づいて」のところで違反としたのに対し、上級委員会は、さらに措置国側に厳しく、「リスク評価の存在」そのものを否定した。また、「リスク評価の存在」のための第2要素「病気の侵入、定着またはまん延の可能性(likelihood)の評価」の"likelihood"は"probability"を指し、単なる"possibility"とは異なるとも述べている。EC -ホルモン牛肉事件上級委員会報告が、「人の……健康に対する悪影響の可能性(potential)の評価」の"potential"は、"possibility"を指し"probability"とは異なるとして、「リスク評価の存在」を認めやすくしたのと対照的である。このように、動植物検疫措置と食品安全措置とでは「リスク評価」要件の意味が異なるということに留意する必要がある。

(主要な点)
パネルおよびト級委員会の認定
^
-11
ーモン事件
アーサーモン事件
ラリア-サーモン事件
- 一ストラリア-サーモン事件
表 オーストラリアーサーモン事件

	表 オーストラリア-サーモン事件 パネルおよび上級委員会の認定 (王要な点)	:委員会の認定 (主要な点)
	パネル	上級委員会
5.1条	(A) 天然海洋産太平洋サーモンに関して 1996年最終レポートは, 「リスク評価」といえるための3要素(① 病気とこれらに伴う潜在的な影響を特定,②病気の侵入,定着また はまん延の可能性と,これらに伴う潜在的影響を評価,③適用し得 るSPS措置の下での病気の侵入,定着またはまん延の可能性を評価) のいずれも満たすので,「リスク評価」といえる。 しかし,争点の措置(加熱処理措置)とリスク評価との間に合理的 な関係がないことから,争点の措置はリスク評価に基づいていない。 よって,争点の措置は51条に違反する。 よって,争点の相では51条に違反する。	まず,争点の措置として「加熱処理要件」を検討したパネル認定を破棄。 正しい措置(生鮮等サーモンの輸入禁止)について以下検討。 ・1996年最終レポートは「リスク評価」を構成する3要素のうち, ①:満たす。 ②③:満たさない。 よって,争点の措置は5.1条に違反する。
5.5条 (天然海洋産太平洋サーモンの みについて)	・5.5条違反成立の3要素。 ①「比較可能な」異なる状況における保護の水準の相違 ②保護の水準の区別が「恣意的または不当」 ③「国際貿易に対する差別または偽装した制限」 ・ニシンとタラその他の輸入が許されている一方でサーモンの輸入 が禁止されているという状況は,上記3要素をすべて満たす。 よって,5.5条に違反する。	パネル認定を支持。
5.6条 (天然海洋産太平洋サーモンの みについて)	・5.6条違反成立のためには、次の3要素を満たす代替措置が存在することが必要。 ①技術的と経済実現可能性を考慮し、合理的に利用可能である。 ②衛生檢疫保護の適当な水準を達成する。 ③争われている措置より、貿易制限の程度が相当に小さい。 ・1996年最終レポートにある「内臓を摘出した切り身のサーモンは 輸入を許可」というオプションは、上記3要素をすべて満たす代替 措置といえる。 よって、5.6条に違反する。	まず,争点の措置として「加熱処理要件」を検討したパネル認定を破棄。正しい措置(生鮮等サーモンの輸入禁止)について以下検討。 計。 1996年最終レポートにある代替措置が5.6条違反成立のための3要素を満たすか否かについて,①は肯定できるが,②は判断不能。結果として,パネルの分析を完成することはできない。よって,5.6条違反のパネルの認定を破棄。
5.5, 5.6条 (他の四つのカテゴリーのサー モンについて)	天然海洋産大平洋サーモン以外の他の四つのカテゴリーのサーモンについては、すでに5.1条違反を認定したことから、5.5条および5.6条の問題は、「訴訟経済」を理由として検討せず。	他の四つのカテゴリーのサーモンに関して5.5条または5.6条に対処する必要なしというパネルの決定は「誤った訴訟経済」の適用である。・5.5条。3要素が満たされており、5.5条違反。・5.6条検討されるべき正しい措置は、生鮮冷蔵冷凍サーモンに関する輸放させることはできない。
資料:パネル報告,上級委員会幸	上級委員会報告およびWorld Trade Law.net Dispute Settlement Commentary等をもとに作成	もとに作成.

(3) SPS協定 5.5 条関係(適切な保護の水準についての整合性)

EC-ホルモン牛肉事件では,5.5条の違反は認定されなかった(原パネルは認定したが, 上級委員会がこれを破棄した)のに対し、本事件では対照的に5.5条違反が認定された。

5.5条の三つの要素別にみると、第1の要素(異なる状況における保護の水準の相違)および第2の要素(保護の水準の区別が恣意的または不当)の充足については両事件とも肯定したが、第3の要素(国際貿易に対する差別または偽装した制限)の充足についてはホルモン事件では否定、サーモン事件では肯定した点が異なる。第3の要素充足への「警告信号」および「追加的要因」の状況如何が両事件の判断の分かれ道であった。

(4) SPS 協定 5.6 条関係(必要性・比例性)

5.6条は、ホルモン事件では判断されておらず、本事件で初めての判断が下された。そして、「合理的に利用可能な」「適切な保護水準を達成する」「より貿易制限的でない」という三つの要素を満たす代替措置の存在が立証されれば 5.6 条違反が認定されるとする考え方を示した点は重要な先例となり、この後の日本一農産物事件(コドリンガ)においても参照されることとなった。

結論としては、原パネルと DSU21.5 条パネルは違反を認定した。一方、上級委員会は、原パネルの違反認定を破棄したものの「5.6 条違反がなかったと言っているわけではない」としているのは、いわば「黒に近い灰色」といえようか。

また、上級委員会は、「適切な保護水準の決定は加盟国の特権である」と述べ、自主的にその水準を決定できるという措置国の権利の面を強調する一方で、「加盟国は自らの適切な保護水準を決定する『暗黙の義務』があり、もし加盟国がその保護水準を決定していない場合は、その措置が実際に適用される水準に基づきパネルによって設定されることができる」としたことは、措置国が「適切な保護水準」に関して留意しなければならないポイントである。

(次回は日本―農産物事件(コドリンガ)の予定)

注(1) DSBの勧告・裁定が出ると、敗訴国はそれを実施することが求められるが、その実施措置が WTO 協定に適合しないと申立国が考える場合、DSU21.5 条に基づき紛争解決手続きを利用することができる。この場合、21.5 条パネル(あるいは実施審査パネル)と呼ばれるパネル(原パネルの委員で構成)が設置され、審査される。この 21.5 条パネル報告についても原パネル報告と同様、上級委員会へ上訴できる。

〔参考文献〕

World Trade Law.net Dispute Settlement Commentary (online) ,http://www.worldtradelaw.net/(2005.11.17 アクセス)

東條吉純(平成 11 年)「豪州のサケ輸入禁止措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 IX』、公正貿易センター。